

答申書

第1 審議会の結論

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の全項目評価書の再評価（案）（以下「再評価案」という。）は、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに適切であると判断する。

第2 判断の理由

(1) 適合性について

適合性とは、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア しきい値判断について、当該事務での特定個人情報の対象者数は30万人以上であり、「全項目評価」が必要なところ、全項目評価書案を作成している。

イ 実施主体について、実施機関として松山市長が主体となって特定個人情報保護評価を行っている。

ウ 公表について、セキュリティ上のリスクがある場合は、その部分については黒塗りするなどして公表しないことができるようになっているところ、今回作成した評価書案の内容は、全て公表することとしている。

エ 実施の時期について、事前の評価が原則であるところ事後の評価となっているが、ワクチン（新型コロナウイルス感染症に係るワクチンをいう。以下同じ。）の接種証明書について、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、デジタル化の早期実現が求められるとともに、社会経済活動の正常化に向けた取組として、国内での活用に向け、ワクチンの接種事実のスマートフォン

での表示機能や自動交付機能を有する電子交付機能を利用した申請受付・交付を早急に開始する必要があること、また、3回目のワクチン接種に当たり、2回接種をした後、原則8か月以上が経過した者について、早期に接種が可能となるよう3回目の接種券を送付することが望ましく、転入者についても3回目の接種券を送付する場合、時間的制約の中で、早急にワクチン接種記録システム（VRS）による他市区町村への接種記録照会を行う必要があることから、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項に規定するやむを得ない事由に該当すると認められる。

オ 市民の意見を求める方法について、いわゆるパブリックコメントを令和4年1月20日から令和4年2月18日まで行っている。

カ 各項目への記載について、求められる全ての項目に記載している。

(2) 妥当性について

妥当性とは、特定個人情報保護評価の内容が、指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか否かを示すものであるが、これについて、以下の理由から適切であると判断する。

ア 特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。

イ 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は、具体的であり、かつ、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載している。

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定している。

エ 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は、具体的である。

オ 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利

益の侵害の未然防止，国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし，妥当である。

カ 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は，国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし，妥当である。

(3) まとめ

以上の理由により，当審議会は，「第1 審議会の結論」のとおり答申する。

第3 審議の経過

年月日	経過
令和4年12月27日	諮問書の受理
令和4年 3月18日	第1回審議
令和4年 3月25日	答申

(本件審議を処理した委員の氏名)

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 妹尾 克敏

同 桐木 陽子

同 高橋 直子